

柱沢地域まちづくり振興会規約

(目的)

第1条 本会は、地域に暮らす住民がお互い知恵を出し合い、協力し合って、住民自らが地域の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって、活気と魅力あふれる元気な地域を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、柱沢地域まちづくり振興会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、柱沢地区交流館内（伊達市保原町所沢字東畑100）に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業
- (2) 交通安全、防犯及び防災に関する事業
- (3) 高齢者福祉等の地域住民の福祉に寄与する事業
- (4) 健康づくりに寄与する事業
- (5) 生涯学習に関する事業
- (6) 環境に関する事業
- (7) 児童及び青少年の健全育成に関する事業
- (8) その他地域の発展に寄与する事業

(構成)

第5条 本会は、柱沢地域に居住する人及び柱沢地域で事業を実施する個人若しくは法人又は柱沢地域で活動する各種団体をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 幹事 10名（専門部会長との兼務可）
- (4) 専門部会長 4名
- (5) 監事 2名
- (6) 事務局長 1名

2 会長、副会長及び監事は、役員会において構成員の中から選出し、総会の承認を得る。

3 幹事は、各種団体の会長とする。

4 専門部会長は、専門部会員の互選により選出し、会長が選任する。

5 事務局長は、総会の承認を得て、会長が任命する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 幹事は、振興会の運営を補佐する。

4 専門部会長は、本会の運営を補佐し、各専門部会の事業を総括する。

5 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

6 事務局長は、本会の運営及び事務全般を総括する。

(役員等の任期)

第8条 役員及び専門部会員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員及び専門部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等の報酬金)

第9条 役員及び専門部会員に対して、報酬金を支払うことができる。

2 報酬金の額は、別に定める。

(代議員)

第10条 代議員は、本会を構成する各町内会より各1名と各種団体より各1名選出する。

2 代議員は、総会において役員会が提案する議題を審議決定する。

3 代議員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠により各町内会及び各種団体から選出した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、代議員になることができない。

(顧問)

第11条 本会は、顧問を必要に応じておくことができる。

2 顧問は、役員会において選出し、会長が選任する。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

(総会)

第13条 総会は、役員及び代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必用な事項を審議決定する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。

- 4 総会の議長は、総会において役員及び出席代議員のうちから選出する。
- 5 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 規約の制定及び改正に関すること。
 - (2) 会長、副会長及び監事の承認に関すること。
 - (3) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
 - (4) その他、重要事項に関すること。(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者数(表決委任者を含む。)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(役員会)

第15条 役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議決定する。

- 2 役員会は、会長、副会長、幹事、専門部会長、監事及び事務局長をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 3 役員会は、役員会を構成する役員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

(専門部会)

第16条 専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を設置する。

- (1) 総務企画部会
- (2) 健康福祉部会
- (3) 地域づくり部会
- (4) 環境防災部会

- 2 専門部会は、本会の構成員をもって構成する。
- 3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。

- 4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 7 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第 17 条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局員は、本会の事務及び会計事務を処理する。

(会計)

第 18 条 本会の運営等に係る経費は、補助金、委託料及びその他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができるものとする。

(監査)

第 19 条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第 20 条 本会の事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第 21 条 本会が各種取組を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 23 日から施行する。